

■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2017.9)

トンボ鉛筆、「文字なしモノ消しゴム」販売

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



株式会社トンボ鉛筆は、青白黒のモノストライプのみの「文字なしモノ消しゴム」を先月から全国で発売を開始しました。今回の知財ニュースは、この件についてです。



120円+消費税
JCA-262

試験への持ち込みにも安心な、文字表記の無い紙ケース
PE-01Aサイズ 2コ入り

出典：「文字なしモノ消しゴム」
株式会社トンボ鉛筆HP

トンボ鉛筆は、「センター試験等で、試験会場での所持品や服等に文章や英文字等がプリントされたものを制限する受験上の注意がある」ことから、文具選びで苦慮している受験生に対応するため、今回「文字なしモノ消しゴム」の販売を開始しました。

商標に詳しい方であれば「おっ」と思われるニュースではないでしょうか。この「青白黒のモノストライプ」が、先日、「色彩のみからなる商標」の第1号として登録された商標だからです（商標登録第5930334号）。

今回の消しゴムの販売によって、トンボ鉛筆は「色彩のみからなる商標」そのものを、指定商品「消しゴム」に使用したことになります。

商標には、「登録商標」を継続して3年以上使用していなければ取り消される、不使用取消審判制度（商標法第50条）がありますが、この「登録商標」には「登録商標と社会通念上同一と認められる商標」までが含まれ、「類似商標」までは含まれません。

私は、今回のトンボ鉛筆の販売行為は「色彩のみからなる商標」の「社会通念上同一の範囲の商標」がどのようなものか分からないために、全く同一の商標を付した「文字なしモノ消しゴム」を販売したのではないかと勘繰っています。それは、受験生の対応のためとする理由付けは、どうも「後付け」のように感じるからです。

もっとも、私は、今回の販売行為は、蛇足だったのではないかと思います。というのは、特許庁は、周知性のある「文字ありモノ消しゴム」が、「青白黒のモノストライプ」商標と「同一」と判断しているため、登録を認めた、と考えるのが妥当だからです。皆さんは、今回の販売行為について、どのように考えますか。

以上